

令和8年第1回定例会

宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年

第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

(第1回定例会)

2月3日(火)第1号

○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	2
○開 会	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○第 1 号議案 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例	3
○第 2 号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例	3
○第 3 号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	3
○第 4 号議案 令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第2号)	4
○第 5 号議案 令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2号)	4
○第 6 号議案 令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計 予算	4
○第 7 号議案 令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算	4
○第 8 号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて	2 3
○一般質問	
1. 鈴木 秀 一 議員	2 4
療養費適正化事業における啓発文書の在り方について (答弁) 給付課長	
2. 笹 森 波 議員	2 7
後期高齢者医療費及び保険料について	

(答弁) 保険料課長、給付課長、総務課長兼会計課長

3. 松 崎 良 一 議員 3 1

健康診査事業について

(答弁) 給付課長

4. 菅 原 麻 紀 議員 3 5

①歯科健診事業について

②各市町村への委託事業や助成事業について

(答弁) 給付課長

○閉 会 3 9

令和8年第1回定例会 2月3日開会
2月3日閉会

議決結果一覧表

令和8年第1回定例会提出案件及び議決結果一覧表

○ 広域連合長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第1号議案	職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例	2月3日	原案可決
第2号議案	宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	2月3日	原案可決
第3号議案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2月3日	原案可決
第4号議案	令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	2月3日	原案可決
第5号議案	令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月3日	原案可決
第6号議案	令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	2月3日	原案可決
第7号議案	令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	2月3日	原案可決
第8号議案	監査委員の選任の同意を求めることについて	2月3日	同意

令和8年2月3日 開会
令和8年2月3日 閉会

令和8年

第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月3日

令和8年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(第1号)

令和8年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

○会議年月日 令和8年2月3日（火曜日）

○出席議員（33名）

2番	村上進	議員	3番	佐藤千賀子	議員
4番	鈴木勇治	議員	5番	小野幸男	議員
6番	菅原麻紀	議員	8番	木村和彦	議員
9番	植田美枝子	議員	10番	山田康雄	議員
11番	早坂伊佐雄	議員	12番	黒澤朗	議員
13番	塩田智明	議員	14番	鈴木秀一	議員
15番	伊藤牧世	議員	16番	鈴木公義	議員
17番	後藤伸太郎	議員	18番	高橋真理子	議員
19番	大森貴之	議員	20番	松崎良一	議員
21番	井上浩	議員	22番	佐藤直美	議員
23番	佐野瑠津	議員	24番	遠藤勇耶	議員
25番	菊地睦夫	議員	26番	田中三恵子	議員
27番	鈴木和信	議員	28番	佐々木裕子	議員
29番	佐藤昭光	議員	30番	鈴木美智子	議員
31番	笹森波	議員	32番	日下七郎	議員
33番	中田定行	議員	34番	吉田修	議員
35番	金萬文雄	議員			

○欠席議員（2名）

1番	鈴木良広	議員	7番	阿部秀太	議員
----	------	----	----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	伊藤康志	副広域連合長	齋清志
会計管理者	檜森亮	事務局長	中村喜陽
総務課長兼会計課長	高橋進一	保険料課長	伏見順
給付課長	熊谷麻理子		

○議会事務局出席職員職氏名

事務局長	及川正博	事務局次長	千葉武志
主査	菊地さやか	主査	齊数大樹
主査	芳賀圭佑		

○議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	第1号議案 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
日程第5	第2号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	第3号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	第4号議案 令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第8	第5号議案 令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9	第6号議案 令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第10	第7号議案 令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	第8号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて
日程第12	一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（鈴木勇治議員） ただいま出席議員が32名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

御報告いたします。会議規則第2条第1項の規定により、1番鈴木良広議員、7番阿部秀太議員から欠席の届出がありました。

また、33番中田定行議員から遅刻の届出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木勇治議員） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において24番遠藤勇耶議員及び25番菊地睦夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木勇治議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鈴木勇治議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査結果報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告について、お手元に配付いたしておりますとおり監査委員から議長宛て提出がありました。

次に、令和7年9月5日、塩竈市議会選出の浅野敏江議員から、当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日にこれを許可いたしました。

日程第4 第1号議案 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例

日程第5 第2号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第3号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7	第 4 号議案	令和 7 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	第 5 号議案	令和 7 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	第 6 号議案	令和 8 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 10	第 7 号議案	令和 8 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木勇治議員） 日程第 4、第 1 号議案、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例から、日程第 10、第 7 号議案、令和 8 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算までの 7 か件を一括議題とし、広域連合長から説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） 広域連合長でございます。

説明を申し上げさせていただきます。

暦の上では、今日は節分、明日は立春ということでございますが、外はまさに 2 月、如月の月でございます。まだまだ厳しい寒さが続いております。また、外では今、衆議院選挙真っ盛りということでございまして、今日は議員の皆様方も戦場から駆けつけた方々もたくさんおいでだと思っております。

本日ここに、宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、提出議案を御審議いただくに当たり、提出議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、後期高齢者医療制度に係る最近の動向についてお話しさせていただきます。

御承知のとおり、少子化、高齢化により、生産年齢人口が減少する一方で、被保険者数は増加し、制度を支える方々の御負担が年々大きくなっております。

このような状況を踏まえ、国は高額療養費制度、高齢者医療の窓口負担割合、保険料への金融所得の反映に向けた具体的な法制上の措置などを検討することとしております。

当広域連合といたしましては、国の検討状況を注視し、その施策に対応し、制度を安定的に運営できるように努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和 8 年度の広域連合運営及び予算に係る基本的な考え方について、御説明させていただきます。

当広域連合といたしましては、令和 8 年度も「安心医療の確保」と「制度の安定運営の確保」を基本とし、後期高齢者医療制度を確実に運営するために、引き続き 4 つの事項に重点を置いて取り組んでまいります。

1つ目は、医療費の増加に対応した保険給付費の確保でございます。

令和8年度は、2年に一度の保険料率改定の年に当たりますが、診療報酬の改定も影響し、保険給付費は大きく増加が見込まれることから、4月以降、保険料率を上げさせていただきたく、関係議案を提出しております。

被保険者の皆様の御負担が増えることから、被保険者の皆様には、機会を通じて、制度やその趣旨を丁寧に説明し、御理解いただけるように努めてまいります。

2つ目は、国の制度改正に合わせた適切な対応でございます。

令和8年度は、新たに、子ども・子育て支援納付金制度が始まり、被保険者の御負担が新たに生じることになります。こちらにつきましても関係議案を提出しておりますが、被保険者の皆様には、機会を通じて、制度やその趣旨を丁寧に説明し、御理解いただけるように努めてまいります。

また、国においては、資格確認書の職権交付の取扱いの変更や、高額療養費制度の見直しを予定しており、これらについても適切に対応してまいります。

3つ目は、医療費適正化の推進でございます。

後発医薬品の使用の推進、頻回・重複受診者への訪問指導、医療費通知などによって、医療の効率的な提供を図るとともに、第三者行為に対する求償にも、引き続き努めてまいります。

4つ目は、健康寿命の延伸のための施策の充実でございます。

保健事業、健康診査・歯科健診の実施に、引き続き鋭意取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について、順次、御説明を申し上げます。

まず、第1号議案、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されたことから、当広域連合におきましても、国家公務員における対応を踏まえ、旅費制度の見直しを行うものでございます。

実費支給に重きを置いた旅費の見直し、急行料金の距離制限の廃止、包括宿泊費の新設、旅費返納規定の新設などをしております。

次に、第2号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、後期高齢者医療の保険料に関し、令和8年度、令和9年度の所得割率、均等割額、令和8年度の賦課限度額を定め、また令和8年度から、子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収が始まることから、必要な規定を設けるなど所要の改正を行うものでございます。

次に、第3号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の引上げ、給料表の改定、地域手当の引上げなどの所要の改正を行うものです。

続きまして、予算関連議案について御説明申し上げます。

初めに、第4号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本議案は、金利の上昇により、預金利子の収入が見込みより増加したため、また、増加した預金利子を原資とし財政調整基金への積立てを行うため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億128万1000円とするものでございます。

次に、第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本議案は、国庫支出金などの精算に伴う償還金の財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れを行うほか、預金利子、保健事業費などの決算見込みによる所要額の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20億4854万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3038億8129万9000円とするものでございます。

次に、第6号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億4221万3000円と定めるものでございます。

歳入の概要を御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金に、市町村負担金9億71万9000円を計上しております。

3款繰入金に4014万1000円を計上し、財政調整基金からの繰入金を措置しております。

次に、歳出の概要を御説明申し上げます。

1款議会費に287万円を計上しております。

2款総務費に3億8180万4000円を計上し、派遣職員及び会計年度任用職員に係る費用や事務局運営経費を措置しております。

3款民生費に5億4753万9000円を計上し、特別会計への繰出金を措置しております。

す。

4 款予備費に 1 0 0 0 万円を計上しております。

続きまして、第 7 号議案、令和 8 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 1 5 7 億 7 4 9 0 万円と定めるものでございます。

また、一時借入金の最高額を 2 0 0 億円と定めるものでございます。

歳入の概要を御説明申し上げます。

1 款市町村支出金は 6 2 9 億 3 8 2 1 万円、2 款国庫支出金は 1 0 1 4 億 2 6 2 0 万 5 0 0 0 円、3 款県支出金は 2 6 1 億 7 7 9 2 万円、4 款支払基金交付金は 1 2 1 5 億 7 5 9 9 万 4 0 0 0 円、5 款特別高額医療費共同事業交付金は 2 億 2 8 4 0 万 6 0 0 0 円、6 款財産収入は 1 0 6 8 万 7 0 0 0 円、7 款繰入金は一般会計からの繰入金として 5 億 4 7 5 3 万 9 0 0 0 円、医療給付費準備基金繰入金として 2 6 億 5 0 0 0 万円、1 0 款諸収入は 2 億 1 9 9 3 万 7 0 0 0 円を計上しております。

続いて、歳出の概要を御説明申し上げます。

1 款総務費に 6 億 4 3 1 3 万 3 0 0 0 円を計上し、標準システムの運用、資格確認書の発行、制度周知などの費用を措置しております。

2 款保険給付費に 3 1 1 2 億 8 6 4 3 万 7 0 0 0 円を計上し、療養給付費などを措置しております。

3 款特別高額医療費共同事業拠出金に 2 億 1 9 5 4 万円、4 款支払基金拠出金に 1 4 億 3 8 6 8 万 1 0 0 0 円、5 款保健事業費に 1 9 億 1 2 8 2 万 7 0 0 0 円、6 款基金積立金に 1 0 6 8 万 9 0 0 0 円、7 款公債費に 3 5 4 万 2 0 0 0 円を計上しております。

また、8 款諸支出金に 5 0 0 5 万 1 0 0 0 円を計上し、保険料還付金や還付加算金を措置しております。

9 款予備費に 2 億 1 0 0 0 万円を計上しております。

以上、第 1 号議案から第 7 号議案までの概要を御説明申し上げます。

慎重に御審議を賜り、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 遅刻の連絡がございました 3 3 番中田定行議員が出席されておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は 3 3 名となっております。

これより質疑に入ります。

会議規則第 4 1 条の規定により、質疑、一般質問、討論については議席で行っていただく

ようお願いいたします。

質疑通告者は4名であります。申し合わせにより質疑回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示し願います。

通告順に発言を許します。

議題のうち、第5号議案、第7号議案について通告がありますので発言を許します。

26番田中三恵子議員。

○26番（田中三恵子議員） 議席番号26番、県央会、田中三恵子です。

議長から質疑のお許しをいただきましたので、通告に従い議案に関する質疑をさせていただきます。

議案番号1つ目、第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑事項です。

資料の3、18ページとなります。

3の歳出、5款保健事業費1項健康保持増進事業費2目その他健康保持増進費12節委託料2億3566万4000円の減額補正について質問いたします。

質疑の要旨といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に関する委託料の減額補正が2億2300万円となっております。この事業は、市町村の事業計画に基づいて予算を計上されているが、減額補正の大きい要因として、各自治体の当初予定の計画が100%達成されていないということなのか、またはほかの要因があるのかを伺います。

2つ目、第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての質疑事項です。こちらは資料3の54ページになります。

3の歳出、5款保健事業費1項健康保持増進事業費2目その他健康保持増進費12節委託料について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に関する委託料は、令和8年度予算で7億3888万円が計上、令和7年度予算では、同事業に関する委託料は6億6017万円が計上されています。比較すると、令和8年度予算では7871万円増額していますが、その主な内容について伺います。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） 田中三恵子議員の質疑にお答えいたします。

私からは、第7号議案、令和8年度特別会計予算歳出5款1項2目12節委託料、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の増額の主な内容についてお答えいたします。

本事業につきましては、各市町村の御協力と御理解により、令和6年度から全ての市町村

で実施していただいております。令和8年度当初予算額は、令和7年度と比較し約7800万円の増となっております。年々、各市町村で事業実施していただいている圏域数が増加し、また国の交付金基準額の引上げもあり、事業実施に支障が生じないように基準額の上限で予算措置していることから、予算額は増加しております。

一体的実施は、市町村が当広域連合から高齢者の保健事業を受託し、国民健康保険等の保健事業や介護保険制度における介護予防の取組と一体的に実施することで、効果的、効率的に高齢者の状況に応じたきめ細やかな対応を行うことを目的としており、高齢者の健康状況や生活機能の課題への一体的な対応を図る非常に重要な事業と認識しております。

当広域連合といたしましては、事業の目的や重要性に鑑み、予算をしっかりと措置させていただき、引き続き各市町村の御協力、御理解をいただきながら、当該事業の実施に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

なお、お尋ねの残余につきましては、事務局から答弁を申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 私からは、第5号議案、令和7年度特別会計補正予算歳出5款1項2目12節委託料、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の減額補正について、お答えいたします。

減額補正は、各市町村の当該事業に対する今年度の決算見込額がおおよそ固まったことによるものです。令和7年度の当該事業委託料の当初予算額6億6017万円は、各市町村の事業計画案を考慮し、確実に事業が実施できるよう、実施予定の市町村数及び日常生活圏域数に応じて、事業の財源となっております国の特別調整交付金の交付基準で定められている人件費及びその他経費を上限額で積算しております。

当事業は、令和6年度から県内35全市町村での実施となり、足並みがそろってから2年目となりますが、各市町村においてはおおむね当初の計画どおり実施していただいております。取組の状況は市町村によって異なり、一体的実施事業に従事する医療専門職は、他の業務と兼務となる場合も多く、その場合、一体的実施に係る業務に実際に従事した時間のみを人件費として計上するため等の理由から、当初予定より大きく減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 田中議員。

○26番（田中三恵子議員） それでは、今お答えいただきました第5号議案ですけれども、こちらは事業自体は100%で、減額の主な要因が人件費ということかと思うのですが、こ

れだけ大きな額になるというのは、もう少し適正に最初から取り組むことはできないのでしょうか。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） こちらの事業につきましては、当広域連合として伝えるべき内容や事業の好事例などを盛り込んだ研修会などを開催しまして、理解を深めていただいているところではございます。好事例の展開につきましては、市町村担当者に資料の準備とともに発表もいただいております。実際に参加された方の感想を紹介させていただきます。

企画調整担当の情報交換会を行うことで、各市町村の取組状況について詳しく把握し、自分の市町村の取組を見直す大変よい機会になったというような御意見もいただいておりますので、今後も研修会などの機会を設けて、取組量の増加、質の向上につながるような事業の展開を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 田中議員。

○26番（田中三恵子議員） ただいまお伺いいたしました先進事例なども情報提供しながら共有されているとのことでしたので、引き続き取り組んでいただければと思うのですが、予算の流れの中でもう少し精緻さがあっていいのではないかと質問させていただいた次第です。

続きまして、第7号議案ですけれども、こちらは本当に私自身がよく知らないところもありまして、当初予算からの減額分は、翌年度の基金積立てに充てていると伺っておりますが、その他の補正分の流れについてはどのような状況だったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木勇治議員） 総務課長。

○総務課長兼会計課長（高橋進一） 私から、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

一体的実施事業に係る当初予算減額の取扱いということかと思えます。

一体的実施事業につきましては、国庫支出金でございます特別調整交付金と、それから保険料を財源として実施してございます。

今回、特別会計補正予算（第2号）の歳入2款国庫支出金のうち、特別調整交付金について、一体的実施事業分で1億5800万円ほど減額してございます。また、別事業分で8400万円ほど増額をしてございます。プラスマイナスで合わせて7400万円ほど減額措置しているところでございます。

また、特別会計補正予算（第2号）の歳出6款基金積立金を1億5200万円ほど増額措置しております。このうち6400万円ほどが一体的実施事業に充当予定であった保険料を

財源としたものとなっております。

なお、基金に積立てをいたします財源につきましては、翌年度以降の保険料の上昇を抑制するために活用させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、議題のうち、第2号議案、第5号議案、第7号議案について通告がありますので発言を許します。

35番金萬文雄議員。

○35番（金萬文雄議員） 35番、けやきの会の金萬です。御質問よろしくお願ひいたします。

まず、第2号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、保険料改定の根拠について、予算に関する説明書、資料2の3ページの2、改正の概要について、改定保険料の医療分は、令和6年度、7年度に比べ所得割率0.16%減の9.12%へ、均等割額が4,800円増の5万2200円となっておりますが、それぞれ改定の根拠を伺いたしたいと思います。

次に、第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第7号議案の令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてお伺ひいたします。

保健事業の令和7年度の取組及び令和8年度の取組計画についてお伺ひします。

議会定例会議案関係資料2の22ページ、令和7年度特別会計補正予算、3の歳出（3）の保健事業費2億4126万4000円の減額補正がされていますが、29ページ、第7号議案の令和8年度特別会計予算の（5）の保健事業費は前年度比1億5953万9000円増額しています。この事業は、令和6年度の補正でも3億2369万円減額し、令和7年度予算で4800万円ほど増額した予算としています。つまり、この保健事業に関しては、毎年増額予算としていますが、補正で3億円前後の減額をされています。保険料を増額提案しているのであれば、保健事業をしっかりと実施していただきたいと考えます。

そこで、令和7年度の保健事業の取組状況と令和8年度の事業計画について伺いたしたいと思います。

なお、この質問に関しては、先ほどの県央会の田中議員とかぶる部分があると思いますので、追加部分を答弁いただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について伺ひます。

1、高額療養諸費の予算について、参考資料の令和8・9年度保険料率の改定概要による

と、被保険者数は前年度比で、令和8年度は5,948人、令和9年度は7,277人それぞれ増加しています。議会定例会議案関係資料2の29ページの(2)の保険給付費でも、令和8年度被保険者数の増加や医療費高騰に伴い保険給付費が増額となっていると考えます。

しかし、2項の高額療養諸費のみ3億599万円減額になっています。被保険者数の伸びと医療費の高騰を鑑みると増額されるのではないかと考えますが、減額の理由について伺います。

次に2点目、後期高齢者医療給付費準備基金について伺います。

参考資料の令和8・9年度保険料率の改定概要、1、医療分の(2)保険料率の表の欄外に、後期高齢者医療給付費準備基金から保険料抑制のための財源として活用可能な額のほぼ全額となる53億円を投入したとあるが、以下について伺います。

1、令和8・9年度の2年間での投入額53億円であり、令和8年度の準備基金からの繰入金は、議会定例会議案資料2の28ページの(2)繰入金の2項後期高齢者医療給付費準備基金繰入金のとおり26億5000万円ということによろしいか。また、高齢者の生活を守る観点から、基金からもっと投入できないか伺います。

2、準備基金は毎年、年度末残高で60億円程度確保していたが、令和7年度の年度末残高予測を伺います。

3、マイナ保険証と資格確認書の対応について伺います。

議会定例会議案関係資料2の25ページ、当初予算編成のポイント、令和8年度予算の要点の国の制度改正に合わせた適切な対応のところ、マイナンバーカードと資格確認書等への対応について伺います。

1、マイナ保険証の保有率と利用率及び資格確認書の保有率。

2、資格確認書は継続発行するのか。

以上伺います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの金萬文雄議員の質疑につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 保険料課長。

○保険料課長（伏見順） 金萬文雄議員の質疑にお答えいたします。

私からは、第2号議案及び第7号議案のうち、マイナ保険証と資格確認書の対応についてお答えいたします。

初めに、保険料改定の根拠についてでございます。

保険料の医療分につきましては、令和8・9年度の2年分の医療給付費額を試算し、そこ

から保険料として徴収する必要額を割り出しております。今回試算した医療給付費額は、当広域連合の過去の伸び率の状況や今回行われる診療報酬改定を参考に、令和8年度が1人当たり84万3276円、令和9年度は同じく85万6009円を見込んでおります。

この医療給付費の総額から必要となる保険料賦課額を算出し、法令及び条例の定めにより、賦課額全体に占める均等割額と所得割額の割合を算出しており、令和8・9年度は令和6・7年度と同様に、均等割額の総額は保険料賦課額全体のおおよそ51%、所得割額の総額はおおよそ49%となっております。

均等割額につきましては、令和8・9年度の被保険者数を推計し、均等割額として必要な金額の総額から、1人当たりの額を算出しております。

同じく所得割率につきましては、過去の被保険者の所得の伸び率を参考に、令和8・9年度の所得の伸びを予測し、所得割額として必要な金額の総額から所得割率を算出しております。

次に、マイナ保険証と資格確認書の対応についてお答えいたします。

マイナ保険証の保有率と利用率について、直近のデータで申し上げますと、昨年11月時点で、マイナ保険証の保有率は70.72%、利用率は39.32%となっております。前年同月と比較しますと、1年間で保有率が10.12ポイント、利用率が19.7ポイント増加しております。

なお、資格確認書の保有率につきましては、本年8月の年次更新前までは、全ての被保険者への資格確認書を職権交付する暫定運用を行っておりますので、100%の保有率となります。

次に、資格確認書の職権交付についてであります。先日、厚生労働省から届いた事務連絡では、本年8月の年次更新以降の職権交付に係る取扱いについて、現状の全被保険者に一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を見直すこととし、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見て、その利用が難しいと判断される場合に限り職権交付の対象とすることが示されました。

具体的には、85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の利用率がほかの年代と比較して相対的に低く、施設入所率も高い状況にあること等を踏まえ、引き続きマイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付いたします。84歳以下の被保険者についての現時点での国の方針としましては、一律の職権交付はしないこととし、マイナ保険証を保有していない方や利用実績が少ないなど利用が難しい方について、引き続き資格確認書を交付する運用が基本的な方針となります。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 私からは、保健事業の令和7年度の取組及び令和8年度の取組計画、第7号議案、令和8年度特別会計予算のうち、高額療養諸費の予算についてお答えいたします。

令和7年度の保健事業の取組状況ですが、主要事業であります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業においては、市町村担当者の悩み事や問題解決に対応すべく、7月から10月にかけて全市町村へ訪問し、実務担当者へのヒアリングを行い、個別の状況に対応した積極的な支援を行ってまいりました。

また、市町村の一体的実施事業の中心を担う企画調整担当者向けの情報交換会の開催や、大学教授から個別相談を受けられる第三者支援を実施しております。

そのほか健康診査事業や歯科健診事業の状況については、今後提出されます実績報告にて確認することになりますが、おおむね予定どおりに実施されているものと認識しております。

令和8年度につきましても、市町村と連携し各種保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆様が健康で自立した生活が送れるよう努めてまいります。また、市町村において、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を行えるよう取り組んでまいります。

次に、第7号議案、令和8年度特別会計予算のうち、高額療養諸費の予算についてお答えいたします。

高額療養諸費が前年度比3億599万円減額となっておりますが、その内訳としましては、高額療養費が2億1083万円の減、高額介護合算療養費が9516万円の減となっております。

令和4年10月から医療費の窓口2割負担が導入され、1割負担から2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、急激な負担を抑える配慮措置が3年間実施されておりました。この配慮措置は令和7年9月で終了したことから、その影響や決算額、被保険者数の伸びを考慮し積算したため、令和8年度予算の高額療養諸費が減額となったものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 総務課長。

○総務課長兼会計課長（高橋進一） 私からは、第7号議案、令和8年度特別会計予算歳入、医療給付費準備基金繰入金及び令和7年度末の医療給付費準備基金の残高見通しをお答えいたします。

初めに、医療給付費準備基金の残高からお答えをいたします。今年度末時点で約53億

9200万円と見込んでおります。

次に、令和8年度の医療給付費準備基金繰入金ですが、保険料上昇抑制のための財源として、今年度末の医療給付費準備基金残高約53億9200万円のほぼ半分の26億5000万円を措置し、令和9年度にも同額を措置します。今年度末残高の98%超を措置するものであり、これ以上保険料上昇抑制のための財源として医療給付費準備基金を活用することは困難と考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、議題のうち、第1号議案、第5号議案、第6号議案について通告がありますので発言を許します。

19番大森貴之議員。

○19番（大森貴之議員） 議長、19番大森でございます。

グループさくらを代表しまして、お伺いいたします。

令和8年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議案書、表紙1の9ページになります。

第1号議案で、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例、第2章国内旅行の旅費、第13条宿泊費についてですが、条例に宿泊費基準額とありますが、近年の物価高騰やインバウンド等の影響による宿泊費上昇に対応できているものなのか、お伺いいたします。

次に、議案書の10ページになりますが、第3章第19条外国旅行の旅費についてお伺いします。

条文には、「その都度任命権者が広域連合長に協議して定めるものとする」とありますが、後期高齢者医療広域連合事務局職員等において、海外旅行を必要とする公務とはどのようなものがあるのか、お教えいただきたいと思っております。また、これまでの実績があるのであれば、お教えいただきたいと思っております。

次に、第5号議案ですが、予算に関する説明書の18ページから19ページになります。

令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、3の歳出2款保健事業1項健康保持増進事業2目その他健康保持増進費についてお伺いします。

この事業費が2億4126万4000円の減額となった説明の中に、ジェネリック関連277万5000円が記載されておりますけれども、このジェネリック医薬品の使用状況及び今後の利用促進対策があればお伺いしたいと思っております。

第6号議案ですが、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、こちら31ページになります。

3の歳出2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料の中に、ストレスチェック業務支援という項目がありますが、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの大森貴之議員の質疑につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 総務課長。

○総務課長兼会計課長（高橋進一） 大森貴之議員の質疑にお答えをいたします。

私からは、第1号議案、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例及び第6号議案、令和8年度一般会計歳出予算2款1項1目12節委託料のストレスチェック業務支援についてお答えをいたします。

初めに、旅費条例の宿泊費基準額についてお答えいたします。

現行の旅費条例及び規則は、宿泊費につきまして定額で、東京都特別区や横浜市などの一部地方は1万3100円、それ以外の地方は1万1800円と規定してございます。改正案では、規則で定める宿泊費基準額とし、規則において旅行先の都道府県の実情に応じ宿泊費基準額の上限を定めることを予定しており、その中でビジネスホテルなどへの宿泊可能な額の設定を考えております。近時の宿泊費の上昇も踏まえた額を設定する予定でございます。

次に、外国旅行を必要とする公務とその実績についてお答えをいたします。

当広域連合においては、これまで外国旅行の公務実績はございません。また、現時点で見込んでいるものもございません。しかし、将来、海外への渡航を必要とする公務が発生した場合への対応を考えまして、条例に規定をしておくものでございます。

次に、ストレスチェック業務支援の内容についてお答えいたします。

職員のメンタルヘルス不調を防ぐため、厚生労働省が公表しております労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル、それから当広域連合が定めますストレスチェック制度実施要領に基づきまして、毎年度1回、職員のストレスチェックを委託事業によって実施してございます。

主に、仕事のストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポートにつきまして、所定の調査票に職員が自己の状況を記入いたしまして、この調査票を委託先の事業者が評価及び分析を行います。評価、分析により、高ストレスと判断された職員が医師の面談を希望する場合は、医師の面談を実施いたします。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 私からは、ジェネリック医薬品の使用状況及び今後の利用促進対策についてお答えいたします。

初めに、ジェネリック医薬品の使用状況についてですが、厚生労働省の公表によれば、令和7年3月診療時点の宮城県のジェネリック医薬品の使用割合は89.9%となっております。令和6年3月診療時点では84.8%でしたので5.1ポイント上昇しており、また、国の目標値の80%を上回っております。

次に、今後の利用促進対策についてですが、処方された先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた際に、薬代の自己負担額がどのくらい減るのかをお知らせするジェネリック医薬品差額通知や、被保険者全員に資格確認書を送付する際に、ジェネリック医薬品に関するお知らせとジェネリック医薬品を希望していることを資格確認書に貼付するジェネリック医薬品希望シールを配布するなど、これまで普及啓発を図ってまいりました。

当広域連合といたしましては、これらの事業を今後も引き続き実施し、また、事業の在り方について、薬剤師会等の専門家の御意見も伺いながら、ジェネリック医薬品について広く御理解いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、議題のうち、第5号議案、第7号議案について通告がありますので発言を許します。

10番山田康雄議員。

○10番（山田康雄議員） 10番、山田康雄です。

前者と質疑の中でかぶっている部分がございますけれども、通告のとおり質問させていただきます。

第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、表紙番号3の19ページ、3の歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金、補助及び交付金、資格確認書暫定運用事業費補助金について質問させていただきます。

この補助金の内容について、具体的に説明をしていただきたい。

1つ目、目的は何なのか。

2つ目、どこに対する補助金なのか。

3つ目、この補助金の財源は。

5款保健事業費1項健康保持増進事業費2目その他健康保持増進費12節委託料、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に関する委託料について、2億2300万円の減額理由は何ですか。これは前者とかぶる質問でございますけれども、よろしく申し上げます。

第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、表紙番号2、関係資料31ページ、特別会計1款総務費、資格管理事業について、前年度と比較して5000万円の増となっていますが、その内容について説明をしていただきたい。また、その増加分は、表紙番号3の予算書51ページのどの項目に反映されているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの山田康雄議員の質疑につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 保険料課長。

○保険料課長（伏見順） 山田康雄議員の質疑にお答えいたします。

私からは、第5号議案、令和7年度特別会計補正予算、歳出1款1項1目一般管理費の18節負担金、補助及び交付金に計上された資格確認書暫定運用事業費補助金及び第7号議案、令和8年度特別会計予算、歳出1款総務費の資格管理事業についてお答えいたします。

初めに、資格確認書暫定運用事業費補助金についてですが、本年8月の年次更新前まで、全ての被保険者に対して資格確認書を交付する暫定的な運用が国から示されております。市町村においては、マイナ保険証を保有する被保険者に対して資格情報のお知らせを普通郵便で送付することを想定しておりましたが、暫定運用中は資格確認書を簡易書留または特定記録郵便で送付することとなるため、今年度の郵送代の増額分として市町村へ交付するものです。なお、この補助金の財源につきましては、国の特別調整交付金において全額措置することが示されております。

次に、令和8年度特別会計の資格管理事業の予算についてでございます。

前年度と比較して約5000万円の増となった内容についてですが、令和8年度の資格確認書の更新についてのお知らせや、子ども・子育て支援納付金制度が始まることから、制度周知のためのリーフレットを作成し、全被保険者へ郵送することを考えております。

この経費につきまして、表紙番号3の予算に関する説明書51ページでは、郵送代として役務費の通信運搬費に4025万円、リーフレットの印刷代として委託料の資格確認書等作成業務委託料に887万円を計上しております。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 私からは、第5号議案、令和7年度特別会計補正予算、歳出5款1項2目その他健康保持増進費の委託料のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実

施事業に関する委託料の減額理由をお答えします。

令和7年度の当該事業委託料の当初予算額につきましては、各市町村の事業計画案を考慮し、確実に事業が実施できるよう、実施予定の市町村数及び日常生活圏域数に応じて、事業の財源となっております国の特別調整交付金の交付基準で定められている人件費及びその他経費を上限額で積算しておりますが、減額の大きな要因としましては、人件費に対するものでございます。

具体的に申し上げますと、一体的実施事業に従事する医療専門職は、他の業務と兼務となる場合も多く、その場合、一体的実施に係る業務に従事した時間のみを人件費として計上するため等の理由から、当初の予定より大きく減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） これにて質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

第1号議案、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、討論の通告がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

第1号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので発言を許します。

35番金萬文雄議員。

○35番（金萬文雄議員） 第2号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、けやきの会を代表して反対討論を行います。

（1）本議案は令和8・9年度の後期高齢者医療の1人当たりの保険料を年平均、ここは訂正がありましたので訂正しますけれども、9,842円引上げとなる改正案です。

令和7年度12月発表の総務省の消費者物価指数は、令和7年1年間の平均で前年より3.1%上昇し、令和4年以降、4年連続で2%を超えました。しかし、年金は依然として物価高騰に追いついておらず、高齢者の生活が困難な状況は続いています。

このような中で保険料を引き上げることは、生活をさらに困窮させ、受診抑制による健康悪化にさらに拍車をかけることにつながり、保険料の引上げは容認できません。

2、保険料引上げの大きな要因に、出産育児支援金の費用負担の5割から10割への増額、

子ども・子育て支援納付金の新設にあります。これは、国が進める全世代型社会保障により、高齢者へも応分の負担を求める政策の下に実施されたものです。そもそも子育て支援は少子化対策としての国の中心的な施策であるはずで、子育て支援は全世代からの負担を求めず、国の予算として別財源で予算措置するべきものと考えます。

当局は、この全世代型社会保障の政策を含めた保険料の引上げについては、高齢者の健康と生活を守る立場から問題があることを国に求めていると考えています。

以上、2点について指摘し、第2号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） これにて討論を終結いたします。

これより第2号議案について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木勇治議員） 御着席願います。

起立多数であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、討論の通告がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論の通告がありますので発言を許します。

35番金萬文雄議員。

○35番（金萬文雄議員） 第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、けやきの会を代表して反対討論を行います。

1、保健事業において、令和7年度特別会計補正予算では2億4126万4000円減額され、令和8年度特別会計予算で、前年度比で1億5953万9000円増額しています。この保健事業は、令和6年度の補正でも3億2369万円減額し、令和7年度予算で4800万円ほど増額した予算としていました。

後期高齢者における健康保持事業は、高齢化社会を支える上でも、医療費軽減の上でも重要な施策と考えますが、予算増額に見合った効果的な保健事業の実施がされているか疑問です。

（2）20億6481万5000円の令和6年度償還金の歳出が計上されていますが、歳出に見合った保険料とするべきです。

以上2点を指摘し、第5号議案、令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について反対討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） これにて討論を終結いたします。

これより第5号議案について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木勇治議員） 御着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、討論の通告がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

第6号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、討論の通告がありますので発言を許します。

35番金萬文雄議員。

○35番（金萬文雄議員） 第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、けやきの会を代表して反対討論を行います。

1、令和6年度決算資料では、保険料の均等割額軽減対象者数は、被保険者数の62.8%に当たる22万1511人であり、前年度比9,547人増え、被保険者数の増加もあるが、年々増加しており、後期高齢者の生活状況が厳しいことを示しています。

さらには、医療費の上昇や介護保険の引上げ、窓口負担2割の被保険者の外来月3,000円までに抑える配慮措置が9月で終了したこと、加えて令和8・9年度保険料の子ども・子育て支援納付金を含む引上げと、後期高齢者の連続的な引上げが続いています。

物価高騰への軽減対策が求められる中で、年金が主な収入となっている後期高齢者にとっては逆行する政策が取られており、健康と生活が深刻な状況へと追いやられています。

令和8年度予算では、後期高齢者医療給付費準備基金から、前年度比2億5000万円減の26億5000万円の繰入れ、支出では前年度比384万2000円増の1068万9000円を積立てとしています。

準備基金の年度末残高60億円を見込んでいるのであれば、さらに準備基金を投入し、保険料軽減に活用することにより、医療費が高騰の中で後期高齢者の経済的側面から健康を支えるべきと考えます。

2、第5号議案の反対討論でも述べたとおり、保健事業において保健事業費は減額補正と予算増額を毎年繰り返しており、予算増額に見合った効果的な保健事業の実施がされているか疑問です。後期高齢者における健康保持事業は、高齢化社会を支える上でも、医療費軽減の上でも重要な施策と考えます。

後期高齢者医療制度を運営する広域連合にあつては、保険料引上げを提案するのであれば、自治体任せとせず、例年に増して積極的かつ効果的な保健事業施策の指導を打ち出すべきと考えるが、その具体的な施策が明らかではありません。

3、議会定例会議案関係資料の2の30ページにあるように、保険給付費等の財源においては、本来公費50%のうち国庫支出割合は34%である必要がありますが、令和8年度特別会計予算においては1.8%少ない32.2%と、昨年度と比べても全く増加がありません。本来10%のはずの保険料負担金が、昨年度比0.9ポイント増の12.2%になっています。

また、現役世代の支払基金交付金負担金は、昨年度比0.6ポイント減の38.6%となっていますが、この国の財源の減少幅の半分にとどまっています。国の方針である現役世代の軽減には不十分であり、むしろ後期高齢者の保険料引上げにつながっています。

根本的にはこのような世代間対立ではなく、国の負担を当初の後期高齢者医療保険、これ

は34%の違いです。34%に戻すべきであります。

引き続き、執行部から国に対し国庫支出金の増額を求めていただきたいと思います。

以上の3点を指摘し、後期高齢者の生活と健康を守る立場から、第7号議案、令和8年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） これにて討論を終結いたします。

これより第7号議案について、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木勇治議員） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第8号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（鈴木勇治議員） 次に、日程第11、第8号議案、監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、10番山田康雄議員の退席を求めます。

〔10番山田康雄議員、退席〕

○議長（鈴木勇治議員） 本案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） 第8号議案、監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

議会選出の木村和彦監査委員は、令和8年4月29日をもって任期が満了するため、その後任といたしまして、山田康雄議員を議会選出の監査委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要を御説明申し上げます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 本案については、質疑の通告がなく、また申し合わせ事項39の規定に基づき、討論は行いませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

第8号議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木勇治議員） 御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、これに同意することに決しました。

10番山田康雄議員の入場を求めます。

〔10番山田康雄議員、入場〕

○議長（鈴木勇治議員） 暫時休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（鈴木勇治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 一般質問

○議長（鈴木勇治議員） 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。

各グループの残り持ち時間については、前方のホワイトボードにお示ししているとおり、
県北の会が30分、県央会が30分、グループさくらが30分、けやきの会が19分となっ
ております。

各グループにおいても、時間を超過しないよう御協力をお願いいたします。申し合わせに
より、質問回数は1人3回までといたします。

通告順に発言を許します。

14番鈴木秀一議員。

○14番（鈴木秀一議員） 14番、県央会、鈴木秀一です。

通告に従い一般質問いたします。

1、療養費適正化事業における啓發文書の在り方について。

後期高齢者医療制度においては、医療費の適正化と併せて被保険者が安心して必要な医療
を受けられる環境を確保することが重要であります。療養費適正化事業の一環として送付さ
 れている啓發文書について、受診者の不安を増加させていないかという視点を踏まえ、次の
 点についてお伺いします。

（1）療養費適正化事業において送付している啓發文書について。

①その目的及び主な内容は。

②送付対象者の選定方法は。

③送付後の被保険者からの相談や意見の把握状況は。

(2) 被保険者に対する啓發文書の送付について。

①受診控えにつながる不安や誤解を生じさせていないか。

②影響について、広域連合としてどのように検証、評価しているのか。

(3) 今後の療養費適正化事業について、広域連合の考え。

①療養費の適正化を通じて、医療費全体の適正化と被保険者が安心して医療を受けられる環境づくりをどのように両立していくのか。

②啓發文書の表現や内容を見直す考えはあるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの鈴木秀一議員の一般質問につきましては、事務局より答弁を申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 鈴木秀一議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、療養費適正化事業において送付している啓發文書についてですが、この文書は柔道整復や、はり、きゅう、あんま、マッサージ施術の療養費には、保険適用になる場合と異なる場合があるため、被保険者に制度の理解を深めていただき、適切に保険制度を御利用いただけるよう、施術を受ける際の注意事項等を記載した内容のお知らせとなっております。

このお知らせの送付対象者は、柔道整復や、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を初めて受けられた方及び1年以上期間を空けて施術を受けられた方になります。

送付後の被保険者からの御質問等については、コールセンターを設けており、寄せられた御質問等については、定期的に委託事業者より当広域連合に報告があり、常に状況を把握しております。

次に、啓發文書の送付が受診控えにつながるのではないかと御懸念についてですが、お知らせでは、例えば保険適用となる施術について簡単な図にまとめて説明をするなど、保険適用になるものとならないものについて御理解いただけるよう作成するとともに、受診控えをお願いするものではない旨を明記するなど、不安や誤解を招くことのないよう記載内容を工夫しております。

次に、当広域連合としての検証、評価についてですが、例えば柔道整復の施術では、打撲や医師の同意がある場合の骨折などが保険適用の対象であり、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術は、神経痛や筋麻痺などで施術について医師の同意がある場合のみ保険適用となるなど、保険適用となる場合が限られるため、施術を受ける側と施術を行う側にも正しく制度を理解いただくことが重要と考えております。

そのため、被保険者へお知らせを送付し、お問合せをいただいた際には、制度について丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めるとともに、必要に応じ施術所へ施術内容についての確認を行っております。こうした取組が正しい保険請求をいただくことにつながると考えており、療養費適正化事業は、医療費全体の適正化に資する取組と評価しております。

なお、取組を進めるに当たっては、被保険者に不安や誤解を与えることがないよう配慮することも重要と考えております。お知らせの文面は、被保険者から寄せられる御意見等を基に毎年内容を検討して作成しており、今後も被保険者の御意見等を参考に、随時見直しや工夫を行い、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 鈴木議員。

○14番（鈴木秀一議員） では、再質問なのですが、療養費適正化事業、これが他県、東北等でもいいのですけれども、他県では行われているのか。

あと、療養費適正化事業における、この案内に対して保険適用外と判断された申請件数、返戻や返還請求は何件くらいあったのか。ここ数年でもいいので、お伺いします。

それと、啓發文書の発送まで、要は受診されてから文書がその対象の方に届くまで、どれくらいの期間がかかっているのか、お伺いします。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） それでは、3点の御質問だったかと思うのですが、まず1点目の療養費適正化事業は他県でも行われているのかとお尋ねにつきましては、実施方法や頻度に違いはありますものの、多くの保険者で実施されているものと認識しております。東北でも実施されているということを確認しております。

柔道整復については、療養費適正化への取組について、厚生労働省から通知が発出されておりますことから、当広域連合におきましても、この通知内容を基本に取組を現在行っているところでございます。

2点目につきましては、保険適用ができない申請書の返戻の状況というお尋ねだったかと思っておりますけれども、保険適用にならない申請書などルールにのっとっていない、資格がない方ですとか、そういった不適切な申請書があれば、適正化以前の1次審査の段階で返戻を行っております。例えば返戻の割合で申しますと、毎月全体の3%程度となっております。二次審査での返戻はございません。不正請求による返還につきましては、直近での実績はございません。

3点目ですけれども、被保険者への通知、啓發文書が届くまではどのくらい期間を要するのかといった御質問かと思っておりますけれども、施術後、柔道整復の場合は早くても4か月後、

はり、きゅう、あんま、マッサージの場合は早くても5か月後に文書がお手元に届くことになっております。

施術を受けてから、その申請書の画像化したものを詳細に確認して、なお文書をお送りする対象者を決定しますことから、どうしても一定程度、4か月期間を要するというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 鈴木議員。

○14番（鈴木秀一議員） 返戻など、ほとんどない。ということは、療養費適正化事業は適正な事業なのかなというのは理解できるのですが、ただ一方で、やはり不安という面からすると、ここについていろいろお話を伺ったことがあって、それで今回質問させていただいているので、その内容を御紹介させていただきたいと思うのですが、実は今答弁のあった期間なのですが、4か月とか5か月後。ある柔道整復師の先生からお伺いしたのですが、患者さんが謝りに来た。要は、自分が悪いことをしてしまっているんじゃないかということで、それで不安になって、そういう4か月、5か月、要は高齢の方がいつ受けたのかを忘れてしまっているような状況というのも実際あるようです。

毎年、この内容は見直しているということですので、そういった状況、あとコールセンターからの声もあるとは思いますが、ここに伝わっていない状況というのも多々あると思います。言ってくれる方はまだいいとは思いますが、そうではない方がいらっしゃるということも実情としてあるかと思しますので、それについては丁寧に対応していただければということで、以上で私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、31番笹森波議員。

○31番（笹森波議員） 31番、笹森波でございます。

けやきの会を代表いたしまして、通告に従い、後期高齢者医療費及び保険料について一般質問させていただきます。

後期高齢者医療制度における窓口負担2割制度は2022年10月から導入され、2025年10月1日からは3年間の激変緩和措置が終了し、対象となる方の医療費窓口負担が完全に2割負担へ移行されました。これにより、一定以上の所得がある県内7万4746人、全体の被保険者に占める約2割の方の窓口負担が増加されました。

以下の5点について質問いたします。

1点目、後期高齢者医療保険の滞納者数と滞納者に対するの対応をお伺いいたします。

2点目、後期高齢者医療者窓口負担の配慮措置が令和7年9月30日に終了しました。受

診抑制など懸念されるが、高齢者の健康等の影響はどのように捉えているのか伺います。

3点目、支払基金交付金が前年度比0.6%減となっておりますが、1人当たり年額でどのぐらいの軽減になっているのか伺います。

4点目、子ども・子育て支援納付金の所得割と均等割が令和8年度から開始されるが、今改定は令和8年度分であり、令和9年度は改めて改定されるということなのか。また、国の試算では、この納付金が毎年増額となっているが、現時点で令和9年度、令和10年度に予測される金額をお伺いいたします。

5点目、後期高齢者医療費負担が増額されれば、高齢者の生活と健康に深刻な影響が出ると考えるが、広域連合としてどのように捉えているのか。

以上の質問をお伺いいたします。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの笹森波議員の一般質問につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 保険料課長。

○保険料課長（伏見順） 笹森波議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、後期高齢者医療保険料の滞納者数と滞納者への対応及び子ども・子育て支援納付金についてお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療保険料の滞納者数と滞納者への対応についてでございます。

県全体の滞納者数は、令和7年6月1日時点で4,760人となっております。

滞納者への対応としましては、各市町村において口座振替勧奨等の対策を行うことにより滞納が発生しないように取り組んでおり、滞納となった場合でも、納付相談の案内文書を送るなど面談の機会を設け、滞納した原因等を聴取した上で、被保険者それぞれの状況に応じた対応を行っております。

具体的には、収入や財産など十分な資力があるにもかかわらず保険料を納めない方に対しては滞納処分等を検討し、収入状況等により納めることが難しい方に対しては、状況に応じて減免や猶予などの制度を活用するほか、滞納処分の執行停止の検討や福祉部門の必要な窓口を御案内するなど被保険者に寄り添った対応を心がけております。

次に、子ども・子育て支援納付金についてでございます。

こちらは、毎年改定する予定となっておりますが、令和9年度分以降は、今後国から示される条件に基づいて改めて試算いたします。

令和9・10年度に予測される金額につきましては、現時点で令和9・10年度の条件が示されていないため予測できませんが、こども家庭庁から示されている資料によりますと、

議員御指摘のとおり、納付金額は、令和9年度、10年度と増額となる見込みとなっており、全国平均で令和9年度の見込額は1人当たり月額250円で年額3,000円、同じく令和10年度は1人当たり月額350円、年額4,200円となっております。

当広域連合における令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金の改定につきましては、今後、国からの通知等に基づいて取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 私からは、後期高齢者医療費窓口負担の配慮措置終了による影響、支払基金交付金の対前年度比減及び医療費負担の増に係る影響についてお答えいたします。

初めに、後期高齢者の窓口負担の配慮措置が終了したことに伴う高齢者の健康等への影響についてですが、宮城県国民健康保険団体連合会から当広域連合へ提出される診療報酬等請求内訳書から算出した2割負担者の現物給付に係る1人当たりの医療費ベースでの比較では、配慮措置が終了する月の9月が7万904円、終了後の10月が7万3931円となっております。終了後、間もないため、確認できるデータは限られておりますが、この間においては受診行動に大きな変化はなかったものと考えております。

次に、支払基金交付金が対前年度比0.6%減となっているとの御指摘についてですが、令和6年度に、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう、後期高齢者負担率の見直しが行われました。

後期高齢者の被保険者数は増加する一方、現役世代の人数は減少していることから、現役世代からの支援金は全体の割合で見ると減少することとなります。しかしながら、人数が減少している中で、支払基金交付金の金額は、対前年度比約52億8000万円の増となっておりますので、1人当たりの支援金が軽減されているものではないと考えております。

次に、医療費負担増に係る高齢者への影響ですが、当広域連合では、保険料について、被保険者の負担が過度なものとならないよう国において適切な措置を講じることなどを要望してまいりました。今後も、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した運営ができるよう、様々な機会を通じ国に求めてまいります。

また、これまでも様々な保健事業を通じ、被保険者の健康維持に係る取組を行ってまいりましたが、今後も市町村と十分に連携し、被保険者の方が健やかに安心して暮らすことができるよう取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 笹森議員。

○31番（笹森波議員） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、先ほどの1点目の質問で、後期高齢者保険の滞納者数をお聞きしましたが、2割負担の方はどのぐらいいらっしゃるのかお聞きしたいということと、滞納者への対応もお聞きしましたが、自治体からは広域連合長に対しまして何か相談などがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

2点目は、先ほどの3点目の質問で、以前、令和3年第1回臨時会の一般質問で、国の試算による現役世代の1人当たりの月負担軽減額は、年間700円の軽減額から事業主負担を除き1か月に換算すると約30円という答弁があったのですが、今回は軽減されていないということですが、具体的な数値があるのかどうかを、もう一度、改めてお聞きしたいと思います。

令和8年度の保険料は8万5414円で9842円増額されております。現役世代の負担軽減が目的の一つと挙げられておりましたが、高齢者の負担は増え、現役世代の負担軽減は微々たるもので、一番減っているのは国庫負担金であります。この制度の矛盾を感じているのかどうかも改めてお聞きしたいと思います。

3点目は、資料3の45ページの1款1項1目1節の保険料等負担金、2節の子ども・子育て支援納付金に軽減措置は適用されているのかどうかをお伺いたします。

○議長（鈴木勇治議員） 保険料課長。

○保険料課長（伏見順） まず、滞納者で2割負担の方の人数ということでしたが、すみません、今手元に資料がないので、後日確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木勇治議員） 総務課長。

○総務課長兼会計課長（高橋進一） 私から、現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の増減という部分でのお尋ねについて、お答えさせていただきたいと思います。

まず、具体的な数値ということですが、現時点で具体的な数値について把握をしておりません。こちらの数値につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令というものがございます。この省令の中で、概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者1人当たりの負担見込額の算定方法について規定されております。こちらの算定方法に基づきまして、毎年度、厚生労働大臣がその額を定めるとされております。その額につきましても、年度ごとに公示するとされております。

令和8年度分につきましては、まだお示しされておられませんので、こちらの具体的な数値を把握することはできておりません。

ちなみに、令和7年度は令和7年4月1日に告示されているところでございます。

今申し上げました事情によりまして、今時点では、現役世代1人当たりの後期高齢者支援

金の増減についてお示しをすることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 保険料課長。

○保険料課長（伏見順） 先ほどの御質問で、表紙番号3の45ページ、子ども・子育て支援納付金の金額に軽減分が含まれているのかという御質問だったかと思いますが、こちらは上段の保険料等負担金と同様に、御本人たちに負担していただく分のほかに、軽減の分も含まれた数字となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） よろしいですか。笹森議員。

○31番（笹森波議員） 改定のたびに保険料が値上がりし、2割負担導入時に設けられた配慮措置が2025年9月末で終了したことに對しまして、先ほど受診抑制は確認されておられないという答弁ではあったのですが、私は病院の関係者の方から、やはり受診抑制は起きているとお聞きしておりますし、症状が重症化してから救急搬送されたという事例もあるとお聞きしております。

平成20年の後期高齢者医療制度が導入されたときは、国庫負担金は34%でしたが、現在32.2%まで減っており、国民の負担だけが増えている状態であります。国は財源がないとよく言われておりますが、国の主張に對しまして、軍事費の大幅増額や大企業、富裕層への減税を見直すことで、社会保障の財源は確保できると思っております。

年齢にかかわらず必要な医療を安心して受けられる体制づくりが必要でありますし、現役世代の負担軽減のために高齢者の負担増を検討するのはよくないと思っております。

また、国庫負担金を34%に戻すように、広域連合からもさらなる要望をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、20番松崎良一議員。

○20番（松崎良一議員） それでは、20番松崎良一、グループさくらを代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

健康診査事業について。

昨今、急速なスピードで少子高齢化社会が進む中で、県民の命と健康を守る観点や社会保障改革の一環として、予防医療の推進は喫緊の課題である。それは病気になってから治す治療中心から、病気自体を未然に防ぐ管理、早期発見、重症化を予防したりすることは、健康維持増進に対する医療の在り方を変革し、県民の健康寿命延伸が希求されると同時に、社会保障費の抑制にも通ずるものと考えます。

そこで、健康診査事業について、広域連合から県内市町村に委託をして実施、さらに各市

町村の実情に応じて、集団健診、医療機関での個別健診や併用型を柔軟に対応して実施されておりますが、次の4点について伺います。

①受診率の推移や年齢層別の傾向性並びに課題について。

②医師会、歯科医師会との連携状況並びに今後の強化等について。

③受診勧奨の手法として、個別通知とSNS等の併用についての実施状況と効果について。

④高齢者にとって健診会場まで行くことが困難になってきている実情に対して、アウトリーチ型受診等の対応についての見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの松崎良一議員の一般質問につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 松崎良一議員の一般質問にお答えします。

初めに、健康診査の受診率の推移についてですが、令和4年度は28.9%、令和5年度は30.2%、令和6年度は31.9%と年々増加しており、令和6年度は過去最高値となりました。

また、歯科健診の受診率の推移については、令和4年度は15.3%、令和5年度は17.5%、令和6年度は18.1%で、こちらも令和6年度は過去最高値となっております。

年齢層別の傾向性については、国保データベース、KDBシステムにて、年齢別の受診率のほか、多様な観点からの分析ができる環境が整備されております。年齢が上がるほど受診率は低くなっていくのが一般的ではございますが、令和6年度の宮城県の5歳刻みの年齢階層別実績では、男性の受診率は80歳から84歳までが最も高く、女性は75歳から79歳までが最も高いという結果となりました。

今後、受診率の傾向等を整理し、保健事業と介護予防等で活用できるよう調査研究してまいります。

課題としましては、健康診査事業、歯科健診事業ともに、市町村ごとに受診率にばらつきがあることから、特に受診率が低い傾向にある市町村の受診率の向上への対策が必要であること、歯科健診事業においては、受診できる歯科医療機関の数が非常に少ない市町村もあるため、歯科医療機関の登録数を増やすことが課題と捉えております。

次に、医師会、歯科医師会との連携状況並びに今後の強化等についてですが、健康診査事業については、市町村に委託をして実施しており、各市町村において地元の医師会との連携の下に実施していただいております。

当広域連合としては、宮城県医師会に対し、市町村への支援、助言の依頼や市町村からの要望を伝える等の連携を行っております。

歯科健診事業については、当広域連合にて、委託先であります宮城県歯科医師会と、受診率の向上と効果的な歯科健診の提供を目指し、年に3回打合せを実施しているところでございます。令和8年度は、歯科医療機関の登録数を増やすべく、県内3か所で歯科医療機関向けの説明会を初めて実施することにしております。

次に、受診勧奨の手法として個別通知とSNS等の併用の実施状況と効果についてですが、健康診査事業については、市町村にて対象者全員に個別に通知することや、自治体のLINE等を活用し、健診開始時期の周知や申込みを受け付けているところもあり、徐々に浸透しつつあるものの、中には機械操作に抵抗がある方もいらっしゃるようです。

広報による周知は、各市町村の広報紙やホームページでの案内が主になりますが、受診しやすい体制づくりも含め、受診率に影響を与える手法について、今後さらに検証してまいりたいと考えています。

歯科健診事業については、対象となる前年度中に75歳の誕生日を迎えた方全員に健診の案内を送付して周知に努めており、こちらも効果的な手法を今後検証してまいります。

最後に、アウトリーチ型受診等の対応についてですが、健康診査事業では、受診率向上のため、市町村によっては土日祝日や夕方以降の実施、送迎バスの導入や健診日の追加設定など、受診しやすい体制の整備に取り組んでいただいております。

歯科健診事業では、通院による歯科健診を受けることが困難な要介護3、4、5の認定を受けた方に対し、歯科医師が訪問して歯科健診を行う訪問歯科健診を実施しているところであります。

こういった受診率の向上が期待される取組については、実施を検討していただくきっかけづくりとして、年度当初に当広域連合が主催する保健事業担当者研修会にて、好事例として市町村担当者向けに紹介しており、今後も市町村と連携の上、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 松崎議員。

○20番（松崎良一議員） 詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、年々そうした受診率が上がってきていると、このような好結果を報告いただきました。

ただ今後、今現在のところで、若年者、若年層、そういった方々に対する取組等についても、やはり一段と工夫が必要になってくるのではないかというような考えを持っております。なかなか仕事で行けないとか、その必要性がなかなか理解できていない。そうした若年層へ

のアプローチについて、今後どのような取組を行っていくのか、再度このことについてお伺いしたいと思います。

あと、2点目の医師会と歯科医師会については御報告いただいたとおりだと思います。ただ、現場的に、医師会、あるいは医師に個別の受診をしようとする、なかなかふだんの業務が忙しくて、これがなかなかスムーズに入っていけないという実情があって、その御相談をいただいたこともございますので、今後その進め方をさらに協議していただく必要があるのではないかとの思いから質問させていただきました。

あと、3点目については、そうした個別通知、あるいはSNS等による様々な取組も徐々に上がってきていると、このような御報告がございましたけれども、全国的にもこうした特定健診並びに、あるいは歯科健診ともに、ICTを活用した予約管理や受診勧奨並びに検査機器等の導入等も含めた、そうした実施体制の取組を進めているところもございますので、こうした取組について、今後、広域連合としてどのようにお考えになっているのかについてお伺いしておきたいと思っております。

最後の点につきましては、現場的にも、高齢者になった方々が実際受診しようとしてもなかなか足がないというケースが多くなってきております。このことについて、先ほどアウトリーチ型で御答弁いただいたところでありますけれども、よりきめ細やかな、そうした実施体制を組んでいく必要があるのではないかとの考えから質疑させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） それでは、今3点ほど御質問を頂戴したところでございますが、まず1点目の若年層へのアプローチの仕方についてでございますけれども、市町村によっては75歳の到達者に対して健診の重要性を説明する場の設定をしているところもございますし、その際に詳しく、75歳になるとこのような健診の内容になるというところも事細かに説明していただいていると我々も認識しております。

74歳以前と75歳以降では、健診の受診方法も変わりますので、その切替えのタイミングで、いろいろな情報をお伝えすることで詳しい制度の御案内もできますので、こちらの取組としては、75歳に到達する方に資格確認書を送付する際には、健診の受診勧奨のチラシなども同封しながら周知に努めているところでございます。

あとは、受けやすい受診環境としましては、多くの市町村では、土日でしたり夕方の健診の日程を、時間を延長して設けているところもあるので、そちらも引き続き取り組んでいただきたい内容と思っております。

次に、2点目の医師会とのいろいろな情報をお伝えする場面の御質問だったかと思うので

すけれども、医療機関でも日々の診療をこなしながら高齢者の方の健診を行っていただいているのは大変ありがたいことだと思っております。

医師会とは、年度末ですとか、年度の区切りのところで、健診の受診率の結果であったり、そういう細かいこととお話しする、お伝えする場を設けながら、来年度以降もよりよい健診の実施体制につなげていければと思っております。

次に、SNSの活用ですとか、アウトリーチ型受診といったような今後の展開についての御質問だったと思うのですけれども、バスの送迎などもやっている市町村もございますけれども、なかなか大きい市町村ではそういったことも難しいと思っております。

自治体によっては、SNSもですけれども、LINEを活用しての健診の申込みだったり、あとはプッシュ型で健診の案内をLINEで知ることができたりというようなこともやってございますし、申込みに関しましては、みやぎ電子申請サービスなどのツールなども活用しながらやっていただけるよう、あと市町村によっては、デジタルにどうしても高齢者の方は不慣れだというところもあるので、そういったところも操作説明会を実施している市町村もございますので、そういった紹介もしながら、受診率の向上につながる取組を今後も行ってまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 松崎議員。

○20番（松崎良一議員） 詳細な答弁ありがとうございました。

本当に現場的な御意見もいただいて、やはり個別健診でお医者さんのほうの受診をしても、同じような質疑になるかもしれませんけれども、日常が忙しくてなかなかこれが受け入れられていないという実情もございますので、ぜひ広域連合と県の医師会との連携を密にさせていただいて、スムーズに受診できるような体制づくりを行っていただくようお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（鈴木勇治議員） 次に、6番菅原麻紀議員。

○6番（菅原麻紀議員） 6番、菅原麻紀でございます。県北の会を代表いたしまして、一般質問をいたします。

大綱2点について質問をいたします。

現在の歯科健診は前年度に75歳を迎えた被保険者を対象に無料の歯科健診を行っている現状であります。口腔内の衛生状態によっては、内科的疾患が見つかったり、また逆に何らかの内科的疾患につながったりということがございます。

現状の受診率はどのくらいか、また受診を促すための周知方法はどのようにしているのかを伺います。

歯周病または内科的疾患の早期発見と、現在の状態を維持することで、医療費を抑えることができればよいと考えています。

そのための施策として、再度の歯科健診、76歳後は80歳になる年度に2回目の無料の健診をしてはどうかと提案するものでございます。費用として、以前、試算していただきました3200万円の財源についてですが、広域連合は独自の財源を持たないとのお話でしたが、医療保険を運営する保険者にとっての独自財源とは、被保険者の皆様から納めていただく保険料であり、例えば保険料の均等割額に100円なりの必要となる額を上乗せすることで財源を確保し実施する考えはあるのかないのか、いかがでしょうか。

また、宮城県の被保険者数からすると約3600万円となり、実際には保険料の均等割額については所得に応じた公費による軽減制度があり、3600万円のうちの4割弱の約1400万円は基盤安定負担金で交付されることが見込まれます。

保健事業に積極的に取り組むことで医療費を削減し、保険料負担の抑制につなげていくためにも、ぜひ歯科健診事業の拡大を提案いたしますが、所見をお伺いいたします。

大綱2点目は、各市町村への委託事業や助成事業についてであります。

宮城県広域連合では、保健事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を全35市町村への委託により実施しており、また市町村助成事業において、高齢者のための長寿健康増進事業を実施する市町村に対し補助を行っております。各市町村が様々な取組をしていると思われませんが、その中の好事例を紹介し、あるいはほかの都道府県の好事例などを情報提供することで、県全体への有効な取組を広げていってはどうかと考えますが、今の現状をお伺いいたします。

また、広域連合では、ほかの関係団体と連携し、今の後期高齢者に何が必要であるかのデータを分析して市町村に提供し、新しい取組を推進しているのかも伺います。

以上です。

○議長（鈴木勇治議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの菅原麻紀議員の一般質問につきましては、事務局より答弁申し上げます。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） 菅原麻紀議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、歯科健診の受診率ですが、今年度の受診率は、委託先で現在集計作業中のため、お示しできませんが、令和6年度は前年度の17.5%から0.6ポイント上昇し、18.1%で過去最高値となっております。

次に、受診を促すための周知方法については、対象者である前年度中に75歳の誕生日を

迎えた方全員に健診の案内を送付しております。そのほか、歯科医療機関及び市町村窓口に掲示するポスターの配布や、当広域連合と委託先であります宮城県歯科医師会のホームページで周知を図っております。今後も引き続き、受診率の向上に向けて、広報活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、80歳となる年度に2回目の健診を実施してはどうかとの御提案についてですが、歯科健診は口腔内の衛生状態の確認を通して様々な疾病の予防が図られることから、大変意義のある事業と捉えております。事業拡大の必要性は十分に認識しておりますが、一方で財源の問題もあり、慎重に検討する必要があるとございます。

また、財源の問題のほかにも、歯科医療機関側で受診者数が増えても支障なく健診を受け入れていただけるかという課題もございます。

当事業は、県内市町村において統一した内容の健診を行えるよう、事前に研修を受けた歯科医療機関のみを実施登録医療機関名簿に登録し、実施しているところですが、登録歯科医療機関は近年減少傾向にあり、また多忙で対応できないといった意見も聞いてございましたので、今後、委託先である宮城県歯科医師会とも打合せの機会を持ちながら調査してまいります。

次に、市町村への委託事業や助成事業については、議員御指摘のとおり、好事例等の情報提供は有効であると考えており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業については、事業に係る研修会等において、県内市町村の好事例紹介を行っております。

また、市町村助成事業についても、年度当初の保健事業担当者研修会において、各市町村の実施状況や成功事例を市町村に情報提供し、新たな事業を開始するための参考としていただいております。

次に、関係団体と連携したデータ分析についてですが、新たな取組として、現在、大学教授と共同で、健康診査結果データを活用し、各市町村の健康課題等の分析を行っております。分析が完了次第、各市町村への情報提供を予定しており、今後の事業の企画立案に活用いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 菅原議員。

○6番（菅原麻紀議員） ありがとうございます。

では、2つ再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の歯科健診なのですが、先ほど前の議員さんも質問したので、内容は詳しく分かりました。その上で、先ほど検討していただけるということでした。多分前向きにという話だと思っておりますが、ただ、扱ってくれる、歯科健診をしてくれるお医者さんが、

まず少ない。あと、現状でも減少しているということでしたので、そこを調査した上でということではありますけれども、できれば調査した上で、少し時間はかかると思いますが、前向きに検討していただくと良いと思うので、その点、どのぐらいまで時間がかかって、どのぐらいだったらできそうかなという判断をいつ頃していただけるのかということろまで、お話をいただくとありがたいと思います。

もう一つは、委託事業とか助成事業についてなのですけれども、ここでたくさんのデータを取っていただきまして、いろんな好事例を紹介しているということでしたけれども、その研修の段階で、各担当者から、こういうときはどうしたらいいのでしょうかとか、担当の方からのフィードバック的な、我々のほうではこうやっているのですけれども、こういったところが少し難しかったですよとか、良い事例ではなく悪い事例も聞いているのかどうか。そこでこういうものはそぐわなかったですねとかという、研修の時点で何か相談事が各担当者からあったのかどうか、それを次の研修に生かしているかどうかをお聞きします。

○議長（鈴木勇治議員） 給付課長。

○給付課長（熊谷麻理子） それでは、ただいま2点の御質問を頂戴したかと思いますが、まず1点目の歯科健診の対象者の80歳への実施を、先ほど調査するという事をお伝えしましたが、いつ頃までにその答えを出せるかというような趣旨の御質問だったかと思うのですが、先ほども申し上げましたとおり、歯科医療機関の前に、歯科医師会とも話を詰めなければいけないと思ってございまして、結構歯科医師会でも、受診される方のいろいろな結果の取りまとめですとか、そういうことも視野に入れて、今回その対象者を拡大したことによって、歯科医師会サイドのどのぐらい事務量が増えるのかということも調べてまいりたいですし、あと先ほども申し上げましたとおり、歯科医療機関が残念ながら年々減ってございまして、そちらの登録医療機関をまず増やす取組を喫緊で行っていかねばならないと考えているところです。

来年度、新たな取組として、県内3か所で研修会を設けて、まず歯科医療機関に登録いただくには、その研修を必ず受けることが必須ですから、その研修会をまず受けていただいて、どういった増加につながったかとか、そういうところも判断材料とさせていただきたいので、ここでは、例えば2年後とかという明確なお答えはできないところなのですが、調査を進めてまいりたいと思ってございます。

次に、悪い事例、好事例の展開、市町村へのフィードバックについては、情報交換会の場で適宜行っているところですが、好事例の紹介が中心となった研修ではありますけれども、好事例の紹介の時間の後に、ざっくりばらんに情報交換会を行う時間を設けておりまして、ここではやはり各市町村で取り組んでいただいている方の悩みや、失敗ではないですけれども、

こういうことがうまくなかったかもしれないといった情報交換を行う場合は当広域連合としても設けてございますので、またそういう声は当広域連合でも、このような情報交換会の内容であったことの把握ですとか、あとは市町村訪問を今年度は全35市町村行っており、そこでも悩みや課題を聞いておりますので、個別に例えば電話で保健師が相談なども受けておりますが、そのときに、例えばそういう困り事の相談があったときは、好事例だけではなく、同じように悩んでいるような情報共有もできているのではないかと捉えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勇治議員） 菅原議員。

○6番（菅原麻紀議員） ありがとうございます。

まず、歯科健診に関しては、時間がかかるということでしたので、まず、良い方向に行けば良いと思っておりますが、ただ現状が現状ですので、一応どういふふうになるか分からないなというふうには思っていますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

それから、先ほど情報交換会で、悪い事例の皆さんの悩み事も聞いていたということでしたので、ぜひ寄り添って話を聞いていただけると、職員も人間ですので、皆さんいろいろなことで悩んでいるということがあると思っておりますので、本当に親身になって聞いていただけると、ますます後期高齢者医療の仕事にというか、そういう仕事に意欲が湧くのではないかと思いますので、ぜひそのところは今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

これで終わります。

○議長（鈴木勇治議員） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（鈴木勇治議員） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 鈴 木 勇 治

署名議員 遠 藤 勇 耶

署名議員 菊 地 睦 夫